放送大学の教員等の任期に関する規則

令和２年９月２４日
放送大学学園規則第１号
改正　令和３年３月 12 日、令和５年３月 29 日、
令和７年３月 11 日

（目的）

第１条　この規則は，大学の教員等の任期に関する法律（平成９年法律第８２号）第５条第２項及び放送大学学園就業規則第４条の２の規定に基づき，放送大学の教員等の任期に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（副学長）

第２条　副学長の任期は、２年とし、再任されることができる。ただし、引き続き６年を超えることができない。

２　第１項の規定にかかわらず、学長の残りの任期が２年未満で選考される場合の副学長の任期は、学長の任期満了の日までとする。

（教授等）

第３条　教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教授等」という。）の任期は、５年とする。ただし、放送大学学園寄附行為第５７条第２項の規定に基づき別に定める基準により、再任されることができる。

２　年度の途中で採用された教授等の最初に到来する任期は、前項本文の規定にかかわらず、採用の日から起算して４年に達した日以後における最初の３月３１日までとする。

３　教授等が昇任した場合は、当該昇任前の任期を通算するものとする。

４　教授等の採用又は第１項ただし書の再任を行う場合は、同項本文に規定する任期について採用される者又は再任される者の同意を得なければならない。

５　第１項ただし書の再任について、公認心理師教育推進室にのみ所属する教授等の再任の回数は、１回を限度とする。

６　第１項及び第２項の規定にかかわらず、教授にあっては第１項及び第２項の規定による任期の末日が年齢６８歳に達する日の属する事業年度の末日を越える場合の任期は年齢６８歳に達する日の属する事業年度の末日までとし、准教授、講師、助教及び助手にあっては第１項及び第２項の規定による任期の末日が年齢６３歳に達する日の属する事業年度の末日を超える場合の任期は年齢６３歳に達する日の属する事業年度の末日までとする。

７　学園は、年齢６３歳に達する日の属する事業年度の末日に任期が満了することにより退職した准教授、講師、助教又は助手が継続して就業することを希望し、放送大学学園就業規則第２６条第１項各号又は第２７条第１項各号に該当しない者である場合は、別に定めるところにより６５歳まで継続して雇用するものとする。

８　第１項ただし書の再任が２回以上となるとき、又は再任により第６項の規定による任

期となるときは、現に付されている任期の末日の翌日から任期の定めのない教授等になることとする。

（特任教授及び特任栄誉教授）

第４条　特任教授（学習センター所長である者を除く。）及び特任栄誉教授（以下「特任教授等」という。）の任期は、前条第６項に規定する任期の満了による退職日の翌日から、１年とする。ただし、別に定める基準に基づく選考により、特任教授にあっては年齢７２歳に達する日の属する年度末まで、特任栄誉教授にあっては年齢７０歳に達する日の属する年度末まで、再任されることができる。

２　学習センター所長である特任教授（以下「所長」という。）の任期は、採用の日の属する翌々年度を超えない範囲で、個々に定める。ただし、別に定める基準に基づく選考により、年齢７０歳未満の者については、再任されることができる。

３　所長から、引き続き労働契約法（平成１９年法律第１２８号）第１８条第１項に規定する期間の定めのない労働契約を学園と締結した者については、前項の規定は適用しないものとする。

４　第１項及び第２項に規定する特任教授等及び所長が任期の定めのない教員となる場合の手続きについては別に定める。

（客員教授等）

第５条　客員教授、客員准教授及び非常勤講師の任期は、採用の日の属する年度を超えない範囲内で、個々に定める。ただし、別に定める基準に基づく選考により、再任されることができる。

附　則

１　この規則は、令和２年１０月１日から施行する。ただし、この規則の制定の日の前日以前に付された教員等の任期については、なお従前のとおりとする。

２　第３条第１項、第２項及び第６項の規定にかかわらず、平成２０年８月１日から引き続き在職している教員にあっては、同条第１項及び第２項の規定による任期の末日が年齢７０歳に達する日の属する事業年度の末日を越える場合の任期は、年齢７０歳に達する日の属する事業年度の末日までとする。この場合において、第４条第１項中「前条第６項」とあるのは「附則第２項」と読み替えるものとする。

附　則（令和３年３月１２日）

この規則は、令和３年３月１２日から施行する。

附　則（令和５年３月２９日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

２　改正後の第３条第８項の規定は、令和５年４月１日に採用又は再任される教授等から適用する。

附　則（令和７年３月１１日）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。